

平成28年9月定例会

総務委員会説明資料

経営戦略部

監察局

出納局

目 次

I 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算	1
(1) 歳入歳出予算	1
ア 総括表	1
イ 課別主要事項説明	2
(2) 地方債	4
2 その他の議案等	5
(1) 条例案	5
(2) 平成27年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について	7
(3) 専決処分の承認について	7
(4) 平成27年度決算に係る健全化判断比率の報告について	8
(5) 専決処分の報告について	9

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳						
				特 定 財 源					一般財源	
				国支出金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金	県債	
秘書課	460,881		460,881				4,300			456,581
総務課	1,145,902		1,145,902	238,683			366			906,853
人事課	315,448		315,448	3,840	15	998	545			310,050
職員厚生課	3,101,648		3,101,648			36,747	631		800,000	2,264,270
財政課	81,415,101	4,000,000	85,415,101	363	728,716	316,667	2,838,117		93,000	(4,000,000) 81,438,238
管財課	1,853,953	9,500	1,863,453	2,200	11,526	10,532	(2,375) 31,671		555,000	(7,125) 1,252,524
税務課	32,031,509		32,031,509		6,720		1,450			32,023,339
情報戦略課	997,531		997,531	4,320			8,552	329,454		655,205
総務事務管理課	132,677		132,677							132,677
監 察 局	監 察 課	168,855	168,855	5,000						163,855
	評価検査課	157,428	157,428							157,428
出 納 局	会 計 課	414,711	414,711				11,300			403,411
	検査企画課	130,631	130,631							130,631
計	122,326,275	4,009,500	126,335,775	() 254,406	() 746,977	() 364,944	(2,375) 2,896,932	() 329,454	() 1,448,000	(4,007,125) 120,295,062
議会事務局	977,578		977,578				130			977,448
人事委員会事務局	132,010		132,010				622			131,388
監査事務局	180,492		180,492							180,492
計	1,290,080		1,290,080				752			1,289,328
総 計	123,616,355	4,009,500	127,625,855	() 254,406	() 746,977	() 364,944	(2,375) 2,897,684	() 329,454	() 1,448,000	(4,007,125) 121,584,390

() 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明
財 政 課
一 般 会 計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 管 理 費	231,188		231,188	
財 政 管 理 費	2,870,565	4,000,000	6,870,565	① 財政調整基金積立金 (4,000,000) 基金の積立金の補正 4,000,000
公用公共用施設 災害復旧費	100,000		100,000	
元 金	66,434,000		66,434,000	
利 子	11,413,000		11,413,000	
公 債 諸 費	216,348		216,348	
予 備 費	150,000		150,000	
財 政 課 合 計	81,415,101	4,000,000	85,415,101	

管 財 課
一 般 会 計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 管 理 費	270,338		270,338	
財 産 管 理 費	1,437,881	9,500	1,447,381	① 本庁舎等管理費 (9,500) 本庁舎等の維持管理に要する経費の補正
支 庁 費	145,734		145,734	
管 財 課 合 計	1,853,953	9,500	1,863,453	

(2) 地 方 債

一 般 会 計

(ア) 変 更

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前	補正後			
総務管理事業	1,355,000	1,355,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年5%以内(ただし、利率 見直し方式で借り入れる資 金について、利率の見直し を行った後においては、当 該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、 必要の生じた場合は全部若しくは一部 繰上償還し、又は借換えすることがで きる。
企画事業	580,000	580,000			
市町村振興事業	800,000	800,000			
防災事業	2,137,000	2,137,000			
社会福祉事業	3,000	3,000			
児童福祉事業	5,000	17,000			
公衆衛生事業	10,000	10,000			
環境衛生事業	101,000	101,000			
職業訓練事業	16,000	16,000			
農地事業	2,154,000	2,803,000			
林業治山事業	2,182,000	2,782,000			
水産事業	695,000	788,000			
観光事業	128,000	128,000			
道路橋りょう事業	7,875,000	9,485,000			
河川海岸事業	5,685,000	7,629,000			
港湾事業	1,040,000	1,190,000			
都市計画事業	1,241,000	1,316,000			
住宅事業	57,000	57,000			
警察関係事業	1,070,000	1,070,000			
教育総務事業	2,500,000	2,500,000			
高等学校整備事業	1,975,000	1,983,000			
特別支援学校整備事業	14,000	14,000			
社会教育事業	15,000	15,000			
土木施設災害復旧事業	3,182,000	3,182,000			
公用公共用施設災害復旧事業	93,000	93,000			
臨時財政対策債	22,000,000	22,000,000			
計	56,913,000	62,054,000			

2 その他の議案等

(1) 条例案

① 徳島県長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例 (管財課)

ア 改正の理由

県の事務事業における業務内容の多様化，外部委託の進展等により，翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼす契約が増加していることに鑑み，長期継続契約を締結することができる契約の対象を拡大する必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 長期継続契約を締結することができる契約の対象について，次に掲げる契約を追加することとする。

- a 医療の提供に必要な物品の借入れの契約
- b 受付案内の業務の委託契約
- c 給食の業務の委託契約
- d 医療事務，院内保育所の運営又は医療の提供に必要な業務の委託契約
- e 放置車両の確認及び標章の取付けの業務の委託契約
- f 運転免許証更新時講習又は違反者講習に関する業務の委託契約
- g 自動車保管場所の現地調査の業務の委託契約

ウ 施行期日

この条例は，公布の日から施行する。

② 徳島県税条例の一部を改正する条例 (税務課)

ア 改正の理由

身体障害者等に対する自動車取得税及び自動車税の減免措置等について、税負担の公平を図るため、減免することができる額の上限を定めるとともに、減免の適正な実施及び減免の申請をする者の負担の軽減を図るため、減免の対象及び申請手続について所要の改正を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 身体障害者等に対する自動車取得税について、減免することができる額は、規則で定める額を限度とすることとする。

(イ) 身体障害者等に対する自動車税及び構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車に対する自動車税について、減免を受けようとする者は、当該年度の二月末日までに申請しなければならないこととする。

(ウ) (イ) の減免措置について、減免することができる額は、次に掲げる場合に应じ、それぞれ次に定める額を限度とすることとする。

a 納期限又は税金を払い込むべき日までに減免の申請があった場合 規則で定める額（構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車に対するものにあつては、当該自動車に係る自動車税の額）

b 次のいずれかに該当する場合 aに定める額を減免の申請があった月の翌月から規則で定めるところにより月割をもって計算した額

(a) 自動車税の賦課期日以後に減免の要件を満たすこととなった場合

(b) 納期限又は税金を払い込むべき日後に減免の申請があった場合

(エ) 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車に対する自動車取得税及び自動車税について、減免の対象を身体障害者等の日常生活に不可欠であると知事が認めるものに限ることとし、減免の申請の際に原則として身体障害者手帳等を提示しなければならないこととする。

ウ 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 平成27年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について (会計課)

ア 提案理由

平成27年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものである。

(3) 専決処分の承認について (人事課)

ア 上告の提起及び上告受理の申立てに係る専決処分の承認について

(ア) 上告の提起及び上告受理の申立ての理由

平成28年7月21日言渡され、同月22日送達された高松高等裁判所平成27年(行コ)第3号不利益処分取消、損害賠償請求控訴事件の判決に不服があるので、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをする。

(イ) 上告人兼上告受理申立人

徳 島 県

(ウ) 被上告人兼相手方

(エ) 原判決の表示

a 甲事件に係る控訴人の控訴を棄却する。

b 原判決中乙事件に関する部分を次のとおり変更する。

(a) 被控訴人は、控訴人に対し、10万円及びこれに対する平成24年7月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(b) 控訴人の乙事件に係るその余の請求を棄却する。

c 訴訟費用は、第1, 2審を通じて、これを20分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

d この判決は、第2項1に限り、仮に執行することができる。

(オ) 上告の趣旨

原判決中、上告人の敗訴部分を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

(カ) 上告受理の申立ての趣旨

a 本件上告を受理する。

b 原判決中、上告受理申立人の敗訴部分を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

(キ) 専決処分年月日

平成28年8月3日

(4) 平成27年度決算に係る健全化判断比率の報告について (財政課)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度決算に係る健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告するものである。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
%	%	%	%
—	—	16.7	180.4
(3.75)	(8.75)	(25.0)	(400.0)

(備考) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載した。()内は、早期健全化基準を記載した。

(5) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専 決 処 分 内 容

課名	和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所属名
		事故概要					
管財課	徳島市在住 1名	165,240円	平成27年12月22日	徳島市地内	平成28年 8月31日	物損	男女参画・人権課
			県有車両が、駐車場にバックで駐車しようとしたところ、隣に駐車中の相手方車両に接触した。				
	徳島市在住 1名	176,191円	平成27年12月25日	徳島市地内	平成28年 8月31日	物損	東部保健福祉局 徳島保健所
			用務先駐車場で県有車両の運転席ドアを開けたところ、強風にあおられて、右側区画に駐車中の相手方車両に接触した。				
	徳島市在住 1名	23,835円	平成28年 1月 7日	徳島市地内	平成28年 8月31日	人身	東部県土整備局 徳島庁舎
			県有車両が、市道を走行中、側道から出てきた相手方自転車と接触した。				
	徳島市在住 1名	137,473円	平成28年 1月15日	徳島市地内	平成28年 8月31日	物損	次世代育成・青少年課
			県有車両が、駐車場からバックで出庫する際、通路の反対側に駐車中の相手方車両に接触した。				

課名	和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所属名
		事故概要					
管財課	海部郡牟岐町在住 1名	519,516円	平成28年 2月 8日	海部郡美波町 地内	平成28年 8月31日	物損	南部総合県民局 県土整備部 美波庁舎
			県有車両が、国道を走行中、2台前の車両が反対車線側の店舗に入るため停止し、その後ろの相手方の車両が徐行したため減速したが、停止しきれず、相手方車両に追突した。				
	徳島市所在 1法人	159,840円	平成28年 3月 4日	徳島市地内	平成28年 8月31日	物損	東部農林水産局 徳島庁舎
			県有車両が、駐車場からバックで出庫し市道に出ようとしたところ、市道に設置されていたカーブミラーに接触した。				
	岡山県岡山市所在 1法人	53,908円	平成28年 3月29日	香川県さぬき 市地内	平成28年 8月31日	物損	河川整備課
			県有車両が、駐車場にバックで駐車しようとしたところ、下がりすぎて、後方に駐車中の相手方車両に接触した。				
計		1,236,003円	.				